

イデックスでんき約款

2025 年 10 月 1 日

株式会社新出光

発行 2016年4月1日
改訂 2017年6月1日
改訂 2017年6月6日
改訂 2019年4月1日
改訂 2019年10月1日
改訂 2021年10月1日
改訂 2022年7月29日
改訂 2022年12月26日
改訂 2023年3月1日
改訂 2023年4月1日
改訂 2023年8月1日
改訂 2025年4月1日
改訂 2025年10月1日

イデックスでんき約款

I 総 則	1
1 適用.....	1
2 約款の変更	1
3 定義.....	2
4 単位および端数処理	3
5 実施細目.....	3
II 契約の申込み.....	4
6 需給契約の申込み.....	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需要場所.....	4
9 需給契約の単位	5
10 供給の開始	5
11 供給の単位	6
12 承諾の限界	6
III 契約種別および料金	6
13 契約種別.....	6
IV 料金の算定および支払い	7
14 料金の適用開始の時期	7
15 検針日	7
16 料金の算定期間	8
17 使用電力量の計量.....	8
18 料金の算定	8
19 日割計算.....	9
20 各種割引.....	9

21 料金の支払義務および支払期日	9
22 料金その他の支払方法	10
23 請求書発行手数料・延滞利息.....	11
24 保証金	11
V 使用および供給	12
25 適正契約の保持	12
26 力率の保持	12
27 需要場所への立入りによる業務の実施.....	12
28 電気の使用にともなうお客さまの協力.....	12
29 供給の停止	13
30 供給停止の解除	13
31 供給停止期間中の料金	14
32 違約金	14
33 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	14
34 損害賠償の免責	14
35 設 備 の 賠 償	15
VI 契約の変更および終了	15
36 需給契約の変更	15
37 需給契約の廃止	15
38 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算	16
39 解約等	16
40 需給契約消滅後の債権債務関係	17
VII 供給方法および工事	17
41 需給地点および施設	17
42 計量器等の取付け.....	17
43 電流制限器等の取付け	18
VIII 工事費の負担.....	18

44 工事費負担金	19
45 工事費負担金の申受けおよび精算.....	19
46 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	19
47 保安の責任	19
48 調査.....	19
49 調査等の委託.....	20
50 調査に対するお客さまの協力	20
51 保安に対するお客さまの協力	20
52 守秘義務.....	21
53 お客さまに係る個人情報の利用	21
54 反社会的勢力の排除	21
55 管轄裁判所	22
附 則.....	22
別 表.....	25

I 総 則

1 適用

- (1) 当社が、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に則り、一般送配電事業者から接続供給を受けて 2016 年 7 月 16 日よりお客さまに電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、このイデックスでんき約款(以下「この約款」といいます。)および選択約款によります。
- (2) この約款および選択約款は、当社の供給区域である次の地域(離島を除く)に適用いたします。

福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

2 約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款の改訂その他系統連系の要件等技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、燃料費の高騰、非化石証書に係る約定価格に大幅な変更があった時などにより約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、この約款および選択約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、この約款および選択約款を変更する場合またはお客さまからの申出に基づき需給契約を変更する場合には、当社のホームページ、当社のホームページ上のお客さま専用ページへの掲載その他の方法によりお客さまにお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものといたします。
- (2) (1)の定めに基づきこの約款もしくは選択約款を変更する場合またはお客さまからの申出に基づき需給契約を変更する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項(関係法令等において許容される場合はその概要とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。)のみとします。
- (3) 需給契約を更新する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項(関係法令等において要求される場合は、当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。)のみとします。

3 定義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。） 第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(10) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、

10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(12) 一般送配電事業者

お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

(13) 託送供給等約款

一般送配電事業者が供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。

(14) 接続供給

一般送配電事業者が当社から受電し、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の一般送配電事業者の供給区域内の場所において、当社の小売電気事業への電気の供給の用に供するための電気を当社に供給することをいいます。

(15) 接続供給電力量

一般送配電事業者が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(16) 選択約款

イデックスでんき各プランの電気料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。

4 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項およびこの約款に定めのない事項は、この約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ次の事項その他この約款および選択約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、以下のイ、ロに係る承認について、お客さまに承諾書の提出をお願いすることがあります。
 - イ 一般送配電事業者の託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を遵守すること。
 - ロ 需給契約に必要なお客さまの情報を一般送配電事業者が当社に対し提供すること。
- (2) 契約電流および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
- (3) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (4) お客さまが、転居などにより当社に需給契約を変更される場合で、需給契約の成立前に電気使用を開始した場合は、電気使用を開始した日を需給開始日とします。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したとき（ただし、6（需給契約の申込み）(4)の場合には電気使用を開始した日）に成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までといたします。
 - ロ 当社またはお客さまのいずれかから、契約期間満了の 1 月前までに需給契約の消滅または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ そ の 他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を 1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、動力を使用する需要（交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトで電気の供給を受けるもの）に対する契約とあわせていずれかの契約種別を契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

10 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ

需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

- (2) お客さまが他の小売電気事業者との需給契約を廃止し、当社との需給契約に変更される場合の需給開始日は、当社がお客さまから申込みをいただいた後、当社と当該他の小売電気事業者および一般送配電事業者において変更手続きを完了した日の翌日から起算して一般送配電事業者の 8 営業日後の日の 2 暦日以降の日といたします。(記録型計量器を取り付けている場合は、変更手続きを完了した日の翌日から起算して一般送配電事業者の 1 営業日後の日の 2 暦日以降の日といたします。)
- (3) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためてお客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社所定の審査に基づき当社の裁量で需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

Ⅲ 契約種別および料金

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

また、この約款に定める事項のほか契約種別に応じた電気料金その他の供給条件については、別途選択約款にて定めるものとします。

- ① イデックスでんきファミリープラン
- ② イデックスでんき夜トクプラン
- ③ イデックスでんきビジネスプラン A
- ④ イデックスでんきビジネスプラン B
- ⑤ イデックスでんき ECO ファミリープラン
- ⑥ イデックスでんき ECO 夜トクプラン

- ⑦ イデックスでんき ECO ビジネスプラン A
- ⑧ イデックスでんき ECO ビジネスプラン B
- ⑨ イデックスでんきベーシックプラン
- ⑩ イデックスでんきミッドナイトプラン
- ⑪ イデックスでんきオフィスプラン
- ⑫ イデックスでんき ECO ベーシックプラン
- ⑬ イデックスでんき ECO ミッドナイトプラン
- ⑭ イデックスでんき ECO オフィスプラン
- ⑮ イデックスでんきマーケットプラン B
- ⑯ イデックスでんきマーケットプラン C
- ⑰ イデックスでんきマーケットプラン動力
- ⑱ イデックスでんき ECO マーケットプラン B
- ⑲ イデックスでんき ECO マーケットプラン C
- ⑳ イデックスでんき ECO マーケットプラン動力

IV 料金の算定および支払い

14 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします。

15 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに一般送配電事業者が定めた日（一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めま
す。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行った
ものといたします。
- (3) 一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、一般送
配電事業者が定めた日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわな
いことがあります。なお、一般送配電事業者は、ロの場合は、非常変災等の場合を
除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が
短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行ったときは、一般送配電事業者が定めた日に検針を行ったものといえます。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行ったものといえます。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、一般送配電事業者が定めた日に検針を行ったものといえます。

16 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の計量日（一般送配電事業者があらかじめ定めた、電力量が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といえます。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といえます。

17 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として一般送配電事業者が取り付ける記録型計量器の読みによるものとし、託送供給等約款における接続供給電力量をもって使用電力量といえます。
- (2) 次の場合には、当社は託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者との協議によって使用電力量を定めます。この場合、協議により定めた値を、計量された電力量といえます。
 - イ 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けない場合
 - ロ 15（検針日）(2)または(4)の場合で、検針を行わなかった場合
 - ハ 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合
- (3) 計量器の読みは、乗率を有しない記録型計量器により計量する場合は、最小値までといえます。
- (4) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (5) 当社は、検針の結果、料金等を当社発行の請求書の送付、または当社ホームページ上のお客さま専用ページへの掲載によりお客さまにお知らせいたします。ただし、請求書の郵送を「希望しない」を選択されたお客様については、請求書の送付を行いません。
- (6) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行いません。

18 料金の算定

料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

- (1) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
- (2) 16 (料金の算定期間) の計量期間、または 30 分ごとに計量することができない計量器 (以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。) で計量する場合の検針期間等 (附則 3 で定義する。) の日数が 36 日以上、または 24 日以下のとき。
- (3) 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

19 日割計算

- (1) 当社は、18 (料金の算定) (1)または(2)の場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、別表 6 (日割計算の基本算式) イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6 (日割計算の基本算式) ロにより算定いたします。ただし、電力量区分を保有する契約については、別表 6 (日割計算の基本算式) ハにより日割計算をいたします。
- (2) 18 (料金の算定) (1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。
- (3) 一般送配電事業者は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

20 各種割引

- (1) イデックスクラブカード決済割引

22 (料金その他の支払方法) (1)のイを選択されたお客さまで、かつイデックスクラブカード、イデックスクラブポイントカードのいずれかでの決済を選択し、かつ当社所定の様式にて割引の申入をされたお客さまには、以下の割引を行います。

1 月の電力量料金より	55 円
-------------	------

- (2) 契約継続割引

当社規定のプランをご契約のお客さまで、かつ当社との契約期間が 12 か月を超えて継続しているお客さまには、12 か月を超えた翌月以降、12 か月ごとに、以下の割引を行います。

また、複数契約の電気料金を一括して支払われる場合、その中で最も契約開始日が早いものを算定基準とします。

1 月の電力量料金より	500 円
-------------	-------

- (3) その他

上記(1)(2)のほか、当社が指定する割引を行うことがあります。割引対象、期間、割

引額は事前に当社ホームページ等にてお知らせいたします。

21 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生します。
お客様の料金支払義務が発生する日は、検針日の属する月の末日といたします。
ただし、需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。また、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌月 23 日といたします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

22 料金その他の支払方法

- (1) お客様が当社と電気の需給契約を締結する際には、イまたはロの方法を設定していただくものとし、料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
 - イ お客様が、当社が指定しているクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ロ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ハ イまたはロの方法で指定した期日までにお支払いいただけなかった料金等を支払っていただく場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
 - イ (1)イにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
 - ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたとき。
 - ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を

通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていたことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといえます。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

23 請求書発行手数料・延滞利息

- (1) 当社は原則として、請求書の発行につき以下に定める請求書発行手数料をお客さまに支払っていただきます。なお、請求書発行手数料は対象となる料金とあわせてお支払いいただきます。

請求書発行手数料は次のとおりといたします。

・1 拠点あたり 220 円（税込）

- (2) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日が属する月の翌月 1 日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 22（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

24 保証金

- (1) 当社は、お客さまに対して、予想月額料金の 3 ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金の預託を請求することができ、その場合、お客さまは直ちにこれを預託するものとします。
- (2) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降 60 日目の日までといたします。
- (3) 当社は、電気需給契約が消滅した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することができます。
- (4) 当社は、保証金について、利息を付しません。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電気需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額

をお返しいたします。

V 使用および供給

25 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

26 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、85 パーセント以上に保持していただきます。

27 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者または委託を受けた第三者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 51（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 29（供給の停止）、37（需給契約の廃止）(1)または 39（解約等）により必要な処置
- (6) その他この約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

28 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を

施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

29 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- ハ 託送供給等約款に反して、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用された場合
- ハ 27（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ニ 28（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

- (3) お客さまがその他この約款に反した場合には、当社または一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- (4) 本条(1)から(3)により電気の供給を停止する場合には、当社または一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

30 供給停止の解除

29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は一般送配電事業者に依頼し、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 夜間（午前 0 時から午前 9 時までの時間をいいます。）の場合で、一般送配電事業者の要員の配置等の事情により、やむをえないとき。
- (3) その他特別の事情がある場合

31 供給停止期間中の料金

29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間「1 月」として算定した料金を申し受けます。

32 違約金

- (1) お客さまが 29（供給の停止）(2)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内に当社が決定した期間といたします。

33 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

なお、当社はこの場合の料金の減額は行ないません。

34 損害賠償の免責

- (1) 33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社および一般送配電事業者の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。なお、一般送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は一般送配電事業者から当社が、賠償を得られた金額を限度とします。
- (2) 29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 39（解約等）によって

需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが一般送配電事業者および当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。なお、一般送配電事業者の責めによる場合は、当社の賠償金額は一般送配電事業者から当社が、賠償を得られた金額を限度とします。

35 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

36 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更（お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

ただし、契約種別、契約電流、契約容量等の変更をされる場合は、申込みをされた日以後、原則として最初の検針日から適用いたします。

37 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- イ 当社は、一般送配電事業者に依頼し、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。
- ロ 当社との需給契約を廃止させ、他の小売電気事業者との需給契約に変更する場合の廃止日は、お客さまが新たに需給契約を締結する他の小売電気事業者の供給開始日と同一の日といたします。
- (2) 需給契約は、39（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受け

た日に需給契約が消滅したものといたします。

- ロ 当社および一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

38 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電力量等（契約電流、契約容量、契約電力）を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力量等を減少しようとする以下の場合には、当社は、原則、需給契約の消滅または変更の日に、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から当社に請求された料金および工事費の精算額をお客さまから申し受けます。

ただし、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 契約電力量等を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合
- (2) 契約電力量等増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合
- (3) 契約電力量等を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電流または契約容量を減少しようとする場合
- (4) 契約電力量等を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力量等を減少しようとする場合

39 解約等

- (1) 29（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客さまに対する通知により解約することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、原則として解約の 15 日前までに書面にてお知らせいたします。

イ お客さまが料金を支払期日の翌月 20 日までに支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日の翌月 20 日までに、支払われない場合

ハ この約款および選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ その他お客さまがこの約款および選択約款に違反した場合

- (3) お客さまが、37（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。
- (4) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。なお、原則として事前にその旨をお客さまにお知らせします。
- イ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合
 - ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
 - ハ 支払停止の状態に陥った場合
 - ニ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
 - ホ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由があるとき
 - ヘ お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明したとき
 - ト この約款および選択約款等、および託送約款、関連法令・条例・規則等に反した場合
 - チ お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行った場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 長時間に及ぶ電話、大量の電子メール等により、当社の正常な業務を妨害する行為
 - ⑤ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑥ その他お客さまと当社との信頼関係を損なう一切の行為

40 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法および工事

41 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、一般送配電事業者の託送供給等約款における供給地点といたします。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備、付帯設備（供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）およびその施設に関する事項は託送供給等約款によります。

42 計量器等の取付け

計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の2次配線ならびに計量器の読みを遠隔検針する場合の通信装置および通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、契約電力等に応じて一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、計量器の情報等を伝送するために一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと一般送配電事業者との協議により、あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で利用できるものといたします。
- (4) 一般送配電事業者は、計量器の情報等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で利用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）には、当社は、実費を申し受けます。

43 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費をお客さまから申し受けます。

Ⅷ 工事費の負担

44 工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

45 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものいたします。
- (2) 44（工事費負担金）、45（工事費負担金の申受けおよび精算）(1)、46（需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け）の工事費負担金の申受けおよび精算は、お客さまと一般送配電事業者との間で直接行なっていたことがあります。

46 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

Ⅸ 保 安

47 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負います。

48 調査

- (1) 一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、

その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

- (3) 一般送配電事業者は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

49 調査等の委託

- (1) 一般送配電事業者は、48（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。
- (2) 一般送配電事業者は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

50 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、48（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

51 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすことと

なった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

X そ の 他

52 守秘義務

お客さまは、需給契約の締結により知りえた当社の秘密情報を厳に秘密として保持し、第三者に対して開示または漏洩してはならないものとします。

53 お客さまに係る個人情報の利用

- (1) 当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所、契約種別等、支払状況、電気の利用状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます。以下「お客さまに係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- (2) 当社は、お客さまに係る個人情報について、今後の電気供給業務その他関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。
- (3) 前項の定めによるほか、当社は、お客さまに係る個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

54 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまには、需給契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。
 - イ 暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の構成員）
 - ロ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - ハ 暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、

準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力もしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員)

- ニ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- ホ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
- ヘ 特殊知能暴力集団等（イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者）
- ト その他前各号に準ずる者

- (2) 当社は、お客さまが(1)に違反していることが判明した場合、またはお客さまが(1)に違反している疑いがあると認めた場合は、ただちに需給契約を解約いたします。

55 管轄裁判所

この約款および選択約款または需給契約について紛争が生じた場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、これを福岡地方裁判所とします。

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2025 年 10 月 1 日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める 1 構内または 8（需要場所）(2)に定める 1 建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1 原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ 1 特例区域等に関し、1 需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ

(p)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(p)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(q) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8(需要場所)に準じて需要場所を定めること。

b 一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、27(需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(h) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(c) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(k) 一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、27(需要場所への立入りによる業務の実施)に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(i) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 1 号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ii) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 2 号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

3 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

記録型計量器以外の計量器で計量するときの料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるも

のいたします。以下「検針期間等」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間(ただし、需給契約を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)といたします。

4 夜間蓄熱型機器を使用されるお客さまについての特別措置

- (1) イデックスでんき夜トクプラン(選択約款)およびミッドナイトプラン(選択約款)の契約条件適用の際、現に毎日午前1時から午前6時まで以外の時間において、一般送配電事業者が適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断している夜間蓄熱型機器は、当面の間、イデックスでんき夜トクプラン(選択約款)およびミッドナイトプラン(選択約款)(7)(使用電力量の算定等)ロにかかわらず、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。なお、当社は、供給設備の状況により、通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。
- (2) (1)の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日（記録型計量器の場合は 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日）までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日（記録型計量器の場合は 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー特別措置法に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から 2月末日までの期間	翌年の4月の検針日から翌年5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	13銭6厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)(イ)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)(ロ)によって算定された燃料費調整単価を当社のウェブサイト等に揭示いたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times (2) \text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times (\text{2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times (\text{2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間

毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から翌年 2 月の検針日の前日 までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から翌年 3 月の検針日の前日 までの期間
毎年 11 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から翌年 4 月の検針日の前日 までの期間
毎年 12 月 1 日から 2 月末日までの期間	翌年の 4 月の検針日から翌年 5 月の検針日の前日 までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の揭示

当社は、(1) (イ)の各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1) (ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のウェブサイト等に揭示いたします。

4 電源調達調整費

(1) 電源調達調整費の算定

電源調達調整費は、その 1 月の使用電力量に(2)に定める電源調達調整単価を適用して算定いたします。

(2) 電源調達調整費の単価の算定

電源調達調整単価は、次の算式によって算定された値とします。

$A < B$ の場合、電源調達調整単価（還元）＝ $(A - B) \times (1 + \text{消費税})$

$A > C$ の場合、電源調達調整単価（追加）＝ $(A - C) \times (1 + \text{消費税})$

A 一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が公表するスポット市場取引におけるエリアプライスの 1 か月間平均値の小数第 3 位を四捨五入した値（以下「JEPX エリアプライス

平均値」といいます。なお、各算定期間は(4)のとおりです。)

B(5)「電源調達調整費 料金表」に定める還元調整基準単価

C(5)「電源調達調整費 料金表」に定める追加調整基準単価

(3)単価見直し

当社は、毎年4月1日、10月1日の年2回、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が公表するエリアプライスの推移を踏まえ、(5)「電源調達調整費 料金表」に定める還元調整基準単価、追加調整基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改訂することができるものといたします。なお、改定後の還元調整基準単価、追加調整基準単価により算定する電源調達調整費の適用開始時期は以下のとおりとします。

改訂時期	適用開始時期
毎年4月1日時点の改訂	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始
毎年10月1日時点の改訂	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間において適用される電気から適用開始

(4)電源調達調整単価の適用

各 JEPX エリアプライス平均値算定期間の JEPX エリアプライス平均値によって算定された電源調達調整単価は、その JEPX エリアプライス平均値算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各 JEPX エリアプライス平均値算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

JEPX エリアプライス平均値算定期間	電源調達調整単価適用期間
毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から2月28日（閏年の場合は2月29日）までの期間	その年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間

毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間

(5)電源調達調整費 料金表

B 還元調整基準単価	C 追加調整基準単価
6.5 円	16.0 円

5 容量拠出金相当額

(1)容量拠出金相当額の算定

容量拠出金相当額は、次の式によって算定された値といたします。なお、容量拠出金相当額の単位は 1 銭とし、その端数は切捨ていたします。

$$\text{容量拠出金相当額} = \text{容量拠出金相当単価} \times \text{契約電力}$$

容量拠出金相当単価は、当社が当該年度に負担する容量拠出金の負担額に応じて毎年度変動するものとし、適用する容量拠出金相当単価は定期的に当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

6 契約電力等の算定方法

契約主開閉器で契約する場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- イ 基本料金の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数} \div 30 \text{ 日}$$

- ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。料金の変更がある場合、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。

- ハ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div 30$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div 30$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

8 負荷設備の入力換算容量

- (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の①、②、③および④によります。

- ① けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) × 125 パーセント

低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200 パーセント	
------	----------------------------	--

② ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

③ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

④ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270

300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

① 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット） × 133.0 パーセント
45 〃	—	180	
65 〃	—	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

② 3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力） × 93.3 パーセント
出力（キロワット） × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型)	最高定格管電圧(キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
---------------------	-------------------	------------------------------	-----------------------------

を含みます)			
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の 値といたします。
診察用装置	95キボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 〃 50 〃	2
		50 〃 100 〃	3
		100 〃 200 〃	4
		200 〃 300 〃	5
		300 〃 500 〃	7.5
		500 〃 1,000 〃	10
	95キボルトピーク超過 100 キボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 〃 500 〃	8
		500 〃 1,000 〃	13.5
	100キボルトピーク超過 125キボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125キボルトピーク超過 150キボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器	コンデンサ容量		1

放電式 診察用 装置	0.75 マイクロファラッド [※] 以下	
	0.75 マイクロファラッド [※] 超過	2
	1.5 マイクロファラッド [※] //	
	1.5 マイクロファラッド [※] //	3
	3 マイクロファラッド [※] //	

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

① 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝ 最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）× 70 パーセント

② 上記①以外の場合

入力（キロワット）＝ 実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）× 70 パーセント

(5) その他

① 上記(1)から(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

② 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって 欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として 契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

③ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

9 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次の(2)によって算定した値を加えたものとします。

(2) 差込口に接続される電気機器の容量が確定していない場合は、次によって算定された値を、契約負荷設備の総容量といたします。

イ 住宅、アパート、寮、病院、学校及び寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

ロ 上記 イ以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

10 夜間蓄熱型機器

(1) 夜間蓄熱型機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ 8（使用電力量の算定等）(2)の場合で、当社が当該機器への電気の供給をしや断する装置を取り付けた場合

(3) 夜間蓄熱型機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

(4) 当社は、夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。